

〔付録〕

〈第三次大本事件〉

教団執行部による

大本四代教主出口直美様に対する建物明渡請求事件

大阪高等裁判所における結果報告

大本信徒連合会

大本四代教主出口直美様に対する建物明渡請求事件

大阪高裁結果報告並びに最高裁における裁判ご支援とご祈願継続のお願い

昨年一月二十四日、教団執行部が出口直美様に対して大阪高裁に控訴していた建物明渡請求事件は、大阪高裁において二回にわたり裁判が開かれてまいりましたが、昨年十一月二十五日、教団執行部の訴えを棄却する旨の判決が下されました。

これもひとえに大神さまのご守護と、皆様方のご支援の賜と深く感謝御礼申し上げます。ここに判決文を掲載し、ご支援いただいた皆様方に対するご報告にかえさせていただきます。

(※判決原文は横書きですが、編集の都合上縦書きに改め掲載させていただきました。)

なお、教団執行部は当判決を不服として、最高裁に上告いたしました。引き続き行われる裁判に対するご支援とご祈願の継続を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

※かねてお配りしてあります「ご祈願祝詞は左記のごとく修正してご奏上下さい。

「大阪高裁に控訴」↓「最高裁に上告」

(大本信徒連合会)

平成23年11月25日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(ネ)第456号 建物明渡請求控訴事件

(原審・京都地方裁判所平成21年(ワ)第2710号)

口頭弁論終結日 平成23年8月26日

判 決

京都府亀岡市荒塚町内丸1番地

控訴人(原告)

代表者代表役員

訴訟代理人弁護士

大本

京都府綾部市

被控訴人(被告)

訴訟代理人弁護士

出口直美

折田泰宏

浅井亮

伏見康司

本田里美

稲岡良太

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、原判決別紙物件目録記載の各建物を明け渡せ。
- 3 前項につき仮執行の宣言。

第2 事案の概要

本件は、控訴人が所有権に基づき、原判決別紙物件目録記載1ないし6の各建物（以下「本件各建物」といい、同目録の記載に対応して、それぞれ「本件建物1」、「本件建物2」というように呼称する。）の明渡しを被控訴人に対し請求した事件の控訴事件である。

1 前提事実、争点、及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄「第2 事案

の概要」の1ないし3（1頁末行から13頁20行目まで）のとおりである。ただし、以下のとおり補正する。

- (1) 2頁11行目の「第4条第1項」の次に「及び第4項」を加える。
- (2) 3頁7行目から8行目にかけて「取得原因にも」とあるのを「取得原因に」と改める。
- (3) 6頁末行の「教主」を削る。
- (4) 8頁25行目の次に、改行の上次のとおり加える。

〔エ〕 以上のとおり、被控訴人は、聖師王仁三郎の審神により教主継承者の地位を取得し、三代教主直日の昇天により教主となったものであって、教主継承規範及びそれに基づく直日による教主継承者の決定の取消しによっても、その地位が影響を受けるものではない。〕

2 本件訴訟の経緯

- (1) 控訴人は、控訴人の神業の根本聖地のうち、祭祀の中心地とされる梅松苑に存する本件各建物を、被控訴人が権原なく占有しているとして、その所有権に基づき、その明渡しを求めた。
- (2) これに対し、被控訴人は、被控訴人においては、控訴人の四代教主たる地位に付随する権原に基づいて本件各建物を占有しているのであり、①控訴人の四代教主の地位については、聖師たる王仁三郎が、被控訴人が誕生した際に、被控訴人が国常立尊の御魂であるとの神定を見抜いて（審神）、これを告げたことにより、被控訴人が継承することが定まり（なお、教主継承

規範は、そのことを後になって確認したにすぎない。)、被控訴人は直日の昇天によりその地位を取得したのであり、教主継承規範によってその地位に影響を受けることはないところ、控訴人の教主たる地位は、大本の道統について、その根本原則を示した大本神諭、靈界物語のほか、聖師である王仁三郎が「審神した」ことを重視するのかという解釈の問題に帰着すること、②仮に、被控訴人が教主継承規範により教主継承者の地位を取得したものの、直日がこれを取り消したとしても、直日はその取消しに際して、被控訴人が大本の道統を継承するにふさわしいか否かを判断したのであるから、その取消しの当否は、道統の継承の意義について前同様の解釈をせざるを得ないこと、③したがって、①、②いずれの争点についても、大本の教義、信仰の内容に立ち入らざるを得ず、本件訴訟は法律上の争訟に当たらない、④そうでなくても、被控訴人は、控訴人から、本件各建物を賃借して占有している、と主張した。

(3) 原判決は、①被控訴人の抗弁のうち、本件各建物の占有権原である教主たる地位については、大本神諭の「御世継」の解釈が正しく教義論争であり、被控訴人が教主たる地位を取得したか否かを判断しようとすれば(教主継承者の取消しの当否についても同様である。)、大本の教義、信仰の内容に立ち入らざるを得ないことが明らかであり、法律の適用による終局的解決に適さないものとして、裁判所が審判すべき法律上の争訟に当たらない、②被控訴人による賃借権の抗弁については理由がないが、複数の抗弁のうちに、前提問題に宗教上の教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断できない内容が含まれ、少なくとも他の抗弁に理由がないときに

いては、裁判所においてもはや全ての抗弁を排斥することができなくなり、そのような請求は、その実質において、法令の適用による終局的解決に適さないものとして、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に当たらないと解され、控訴人の訴えは不適法であることに帰すると説示し、控訴人の訴えを却下したことから、控訴人が本件控訴に及んだ。

なお、控訴人は、本件について差戻しを求めず、「事件につき更に弁論をする必要がないとき」(民訴法307条)に当たるものとして、当審において本案の判断をするよう求めているものと解される。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は、その実質において、法令の適用による終局的解決に適さないものとして、法律上の争訟に当たらず、不適法であると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄「第3 争点に対する判断」の1(13頁22行目から20頁23行目まで)に説示するとおりである(ただし、16頁6行目の「国常立年」を「国常立尊」と、17行目の「教主継承者」を「教主」と、それぞれ改め、17頁15行目の「6、」を削り、「61」の次に「、70」を加える。)

2 控訴人の当審における主張に対する判断

(1) 控訴人は、被控訴人が、被控訴人を教主と仰ぐ法人でない宗教団体(権利能力なき社団)で

ある「大本信徒連合会」(以下「連合会」という。)の活動主体となって、控訴人とは別に祭典や行事などの活動と運営を行っており、現実には控訴人とは全く別の「独立した宗教団体」に属している状況にあるから(控訴人と連合会とは、各々個別に宗教活動を行うに止まらず、両者はその収入・支出を独立採算的に管理運営しており、また、職員の採用・管理、職制、給与の支払、組織制度など、いわゆる世俗的事項の全てにわたり、双方が関与することのない全く別の宗教団体である。)、被控訴人は自らの意思で控訴人を離脱しているというべきであり、控訴人の教主たる地位を争う利益、あるいは教主継承者の取消しを争う利益は失われていると主張する。

しかしながら、原判決の認定した事実によると、被控訴人は、あくまで自らが控訴人の四代教主であることを標榜し、祭祀の中心地とされる梅松苑(本件各建物)を本拠として、控訴人の教義に基づきその宗教活動を行っているのであり、被控訴人を中心に結束する「連合会」も控訴人の信者を構成員とするものであると認められ、連合会が控訴人とは別の独立した団体であると認めるに足りる証拠はないから、被控訴人が、自らの意思で独立した「連合会」という宗教団体の主宰者となって、独自に宗教括動を行っていることから、控訴人から離脱したと評価することはできない(ただし、控訴人は、連合会の構成員に対して、控訴人からの離脱を勧告し、役職任命をしないこと、控訴人の主宰する祭典の案内や行事等への参加を拒否すること、更生奉仕金や献金などは受領しないことなどを通知している)[乙102ないし106]。なお、一般

に販売されている書籍の中には(甲48)、被控訴人と夫である栄二とが、すでに1982年(昭和57年)に「連合会」を母体として、控訴人から分離独立して宗教活動を行っているかのような記載があるが、その根拠は明らかでなく、その記載内容をただちに信用することはできない。

- (2) また、控訴人は、本件各建物に対する被控訴人の占有権原は、原判決の説示とおり、被控訴人において教主継承者としての地位の保有を前提とする特殊な使用貸借関係に基づくものであるから、被控訴人と控訴人との信頼関係が消失してしまい、もはや控訴人が被控訴人に使用を容認する義務がないとする客観的事実の変化が生じているときには、一般民事上の問題として被控訴人の占有権原は消失すると考えられるところ、被控訴人は控訴人から独立した結果、教主継承者の選任決定の取消しを争う利益も消失したので、控訴人の宗教上の教義を争う意味がなくなり、使用貸借について裁判所において「宗教上の教義等に立ち入って審理、判断すること」も不要であると主張するが、同主張は、被控訴人が控訴人から独立して宗教活動を始めるに至ったことを前提とするものであるから、かかる事実を認めることのできない本件では、同主張は理由がない。

なお、控訴人の、被控訴人との間の信頼関係が消失するという客観的な事情の変化により、被控訴人の占有権原は消失したとの主張について、被控訴人が教主としての地位にあることを前提とする独立した主張と解する余地がないではない。しかし、控訴人の主張する客観的な事

情の変化とは、昭和57年5月30日以降「大本四代出口直美様を守る会」や連合会として控訴人から独立した宗教団体を被控訴人が運営してきたことをいうところ、これが被控訴人との信頼関係消失の原因となるというのは、教主ではない被控訴人が教主であると主張して分派活動をしたことを指すものであるから、結局上記控訴人の主張は、被控訴人が教主の地位にないことを前提とするものと解するほかない。控訴人は、上記の客観的な事情の変化から被控訴人の占有権原の消失を認定することは、一般民事上の紛争に係るものとして許されることも主張するが、控訴人の主張が被控訴人が教主でないことを前提としている以上、そのように解することはできない。

(3) 控訴人は、教主継承規範は、教則を補足するために、時代の趨勢に対応して、控訴人の教義事項として定められたものであり、これらの諸規範が制定された限りにおいては、教主といえどもこれに従わなくてはならないのであり、被控訴人もこの規範の手續準則に従って教主継承者となり、この規範に基づいて行動していたところ、この規範により教主継承者の地位を取り消されたのであるから、法律上、教主継承者の選任と取消しについてはこの規範で解決されることとなるのであり、このことを争う余地はないと主張する。

しかしながら、教主が教主継承者を定め、その地位の取消しをすることもできることを定める教主継承規範は、控訴人の根本的な教義に当たり最高の規範となるべき大本神諭及び靈界物語、あるいは二大教祖の決定（被控訴人が誕生と同時に、聖師たる王仁三郎の審神により、教主継承者とされたこと）と矛盾する、あるいは矛盾しないとしても、これら大本神諭等に沿って解釈されなければならないというのが被控訴人の主張であると考えられるところ、上記の控訴人の主張を容認することは、裁判所が被控訴人の上記主張を排斥するに等しく、許されないことは明らかである。

(4) そして、控訴人は、被控訴人においては、もとより控訴人の定める自治規範から離れた地位にはなく、教主継承者については、法律上、教主継承規範により解決されることを争う余地はないところ、被控訴人に対する教主継承者の地位の取消しは、団体の自治規範として尊重されるべき教主継承規範の手續準則に基づき、教主が教主継承者の「(消極的)資格要件」(教主継承者としてふさわしくない)に関して、専決と裁量により当てはめ、権限を行使したのであり、教主継承者の地位の取消しは、裁量権の濫用とならない限りは適法、有効であるから、被控訴人の教主継承者としての地位はなくなり、もはや「宗教上の教義等」を争う意味がない(特に教主が専決と裁量で認定する資格要件の「ふさわしくない」の当てはめは、不行跡、人格、指導性、他人への依存度、協調性等の諸態度などあらゆるものを含めての当てはめであって、宗教上の教義とは別次元の世俗的なことである。)と主張する。

しかしながら、控訴人における四代教主の地位については、教主継承規範における教主継承者の地位の取消しが、その手續準則に従っているかどうか、あるいは、その判断が教主の世俗的な事項についての裁量権の範囲にあるかどうかだけを審判すれば足りるものではなく、その

地位が神定によるべきものか、人定によるものかの宗教上の教義にかかわるものであることは、前記説示のとおりである（教主継承者の取消しについても、大本の道統を承継するにふさわしいかどうかについて、大本の教義の解釈の可否を検討しなければ判断することができないこととなる。）。

(5) したがって、本件訴訟の争点（被控訴人の占有権原）の前提が、「宗教上の教義等」ではなく、①被控訴人の離脱の有無、②(a)「本件取消しの手続違反（手続の瑕疵）の有無」と、(b)「本件取消しの裁量権の有無」であり、いずれも裁判所の審理、判断の対象とすることができ、る「法律上の争訟」に当たるとする控訴人の主張は、いずれも採用することができない。

3 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官

前坂光雄

裁判官

菊池徹

裁判官

前原栄智